

平成 3 0 年 4 月 1 9 日

諮問番号：平成 2 9 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 3 0 年度答申第 1 号

答 申

第 1 審査会の結論

小牧市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書一部開示決定において、開示しないこととした部分のうち、受付番号 6 の参加表明書の提案者（以下「受付番号 6 の提案者」という。）の所在地、商号又は名称及び代表者氏名については、開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

平成 2 9 年 9 月 1 3 日、審査請求人は、小牧市情報公開条例（平成 1 2 年小牧市条例第 3 9 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「新小牧市立図書館建設設計業務委託プロポーザルに参加した設計者が提出した参加表明書、技術提案書等提出書類一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成 2 9 年 9 月 2 7 日、実施機関は、本件開示請求に対して一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

新小牧市立図書館建設設計業務委託プロポーザルに参加した受付番号 6 の提案者の所在地、商号又は名称及び代表者氏名（以下「本件情報」という。）を開示しないこととした決定を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

実施機関は、本件情報を開示しないこととした理由として、条

例第7条第3号に該当し、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることを挙げている。しかし、当該理由は正当なものとは認められず、不開示とした理由がない。また、受付番号6の提案者が被る具体的な不利益について、一部開示決定通知書及び意見書に明記されていない。

また、受付番号6の提案者以外の提案者の名称等は開示されており、受付番号6の提案者だけが不利益を受けるとは考えられない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が条例第12条第1項の規定に基づき、プロポーザル参加者7者に意見照会を行った結果、受付番号6の提案者から技術提案書を除く全ての書類について開示に反対する旨の意思表示があった。

実施機関は、受付番号6の提案者が技術提案書については公開に同意していること及び技術提案書の作成者が特定されると会社に不利益となる旨の発言があったことを総合的に検討した結果、参加表明書と技術提案書を同時に開示することは、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当すると判断し、本件処分を行った。

第5 審査会の判断の理由

本件行政文書一部開示決定通知書には、本件情報を開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由として、条例第7条第3号に該当し、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨が記載されている。

ところで、本件情報が条例第7条第3号に該当するためには、競争上の地位その他正当な利益を害される蓋然性が客観的に認められることが必要である。しかしながら実施機関は、本件情報にかかる条例第7条第3号への該当性を判断するに当たり、受付番号6の提案者の意見をそのまま採用しており、本件情報を開示することが、なぜ法人の競争上の地位その他正当な利益を害することとなるのかを具体的に説明しておらず、法人の正当な利益を害するおそれが

具体的でない。

また、プロポーザルの結果及び会議録は公表されており、これらの情報を組み合わせることにより、受付番号６の提案者を特定することが可能であるにもかかわらず、なお本件情報を不開示とする具体的な理由が不明である。

かかる実施機関の説明にあつては、通知を受けた開示請求者が、不開示の理由を十分に理解できるものとは認められず、条例第１１条第４項の定める理由付記の要件を欠くものと言わざるを得ない。

したがって、実施機関が本件情報を開示しないこととした決定は妥当でなく、開示すべきである。

なお、実施機関においては、今後、プロポーザルの実施に当たって公開される法人情報、提案内容等を明確化し、提案者への周知を徹底するとともに、行政文書の不開示（一部開示）決定に当たっては、不開示の理由が明らかとなるよう、適切な理由の付記に努められたい。

第６ 審査会の調査審議の経過

平成３０年１月４日	実施機関から諮問書を受理した。
平成３０年１月１９日	実施機関から意見書を受理した。
平成３０年２月２３日	審査請求人から反論書を受理した。
平成３０年３月２２日	審査会開催 調査審議（実施機関の意見を聴取）
平成３０年４月１９日	答申